

○健康交流施設「おおのはら」条例

平成17年10月11日条例第100号

改正

平成19年3月29日条例第17号

平成19年10月1日条例第40号

平成25年12月27日条例第45号

令和元年7月1日条例第11号

健康交流施設「おおのはら」条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、本市に健康交流施設「おおのはら」（以下「健康交流施設」という。）を設置する。

(目的)

第2条 健康交流施設は、世代間交流の拠点とし、憩いとやすらぎの中で健康づくりをとおして活力と魅力ある地域づくりを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 健康交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
健康交流施設「おおのはら」	観音寺市大野原町大野原1509番地

(開館時間)

第4条 健康交流施設の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 健康交流施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日の後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 1月1日

(使用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、健康交流施設への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれのある者

(2) 建物又は附属施設若しくは備付けの器具類を破損し、又は滅失のおそれがあると認められる者

(3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがある者

(4) 暴力排除の趣旨に反する者

(5) 感染症患者等により他の利用者に健康被害を及ぼすおそれがある者

(6) その他健康交流施設の管理運営上支障があると認められる者

(使用料)

第7条 健康交流施設を使用する者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表のとおりとし、使用前に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により使用を中止し、かつ、市長が還付することを妥当と認めた場合に限り、既納の使用料の全部又は一部を使用者に還付することができる。

(管理運営)

第10条 健康交流施設の管理運営は、市長が行う。ただし、法第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項ただし書の規定により管理運営を行わせる場合において、指定管理者は、第4条の開館時間及び第5条の休館日の変更等を行うときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 健康交流施設の利用の許可及び制限に関する業務
- (2) 健康交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、免除及び還付に関する業務
- (3) 健康交流施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、健康交流施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務

(利用料金)

第12条 市長が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

(健康交流施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第13条 第10条の規定により健康交流施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合においては、第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者（第10条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」と、第6条の見出し中「使用」とあるのは「利用」と、同条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）の規定中「使用」とあるのは「利用」と、第8条及び第9条（見出しを含む。）の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用」とあるのは「利用」とそれぞれ読み替えるものとする。

(管理の基準)

第14条 指定管理者は、関係する法令、条例、規則等の定めるところにより、適正に健康交流施設を維持しなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第15条 指定管理者の指定の手続は、観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年観音寺市条例第59号）の定めるところによる。

(損害賠償)

第16条 健康交流施設の施設、器具等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の健康交流施設「おおのはら」設置条例（平成9年大野原町条例第22号）又は萩の湯使用料徴収条例（平成9年大野原町条例第23号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に合併前の条例の規定に基づき発行した回数券及び年間利用券については、それぞれこの条例の相当規定により発行されたものとみなす。この場合において、年間利用券の有効期限については、これを通算する。

4 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年3月29日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の健康交流施設「おおのはら」条例の規定に基づき発行された入浴券は、この条例の施行の日以後においても使用することができる。

附 則（平成19年10月1日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第45号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の健康交流施設「おおのほら」条例の規定に基づき発行された入浴券は、この条例の施行日以後においても使用することができる。

附 則 (令和元年7月1日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の健康交流施設「おおのほら」条例の規定に基づき発行された入浴券は、この条例の施行日以後においても使用することができる。

別表 (第7条、第12条、第13条関係)

使用区分	使用料	備考
大人	620円 (1人1回につき)	12歳以上70歳未満
子供	360円 (1人1回につき)	12歳未満。ただし、3歳未満は無料とする。
70歳以上	340円 (1人1回につき)	
障害者	300円 (1人1回につき)	
全使用者	50,000円 (1人1年間につき)	
	30,000円 (1人半年間につき)	

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 この表の使用区分に応じた使用料10回分を徴収し、11回使用できる回数券を発行

することができる。

3 特に必要と認められる経費については、別に徴収することができる。